(2)

	命令符号															
	インデント0	インデントライン0	インデント4	インデントライン4	インデント8	インデントライン8	インデント12	インデントライン12	インデント16	インデントライン16	インデント20	インデントライン20	インデント24	インデントライン24	インデント28	インデントライン28
1	5／0	5／1	5／2	5／3	5／4	5／5	5／6	5／7	5／8	5／9	5／10	5／11	5／12	5／13	5／14	5／15
2	7／0	7／1	7／2	7／3	7／4	7／5	7／6	7／7	7／8	7／9	7／10	7／11	7／12	7／13	7／14	7／15
3	5／0	5／1	5／2	5／3	5／4	5／5	5／6	5／7	5／8	5／9	5／10	5／11	5／12	5／13	5／14	5／15
4	7／0	7／1	7／2	7／3	7／4	7／5	7／6	7／7	7／8	7／9	7／10	7／11	7／12	7／13	7／14	7／15
5	5／0	5／1	5／2	5／3	5／4	5／5	5／6	5／7	5／8	5／9	5／10	5／11	5／12	5／13	5／14	5／15
6	7／0	7／1	7／2	7／3	7／4	7／5	7／6	7／7	7／8	7／9	7／10	7／11	7／12	7／13	7／14	7／15
7	5／0	5／1	5／2	5／3	5／4	5／5	5／6	5／7	5／8	5／9	5／10	5／11	5／12	5／13	5／14	5／15
8	7／0	7／1	7／2	7／3	7／4	7／5	7／6	7／7	7／8	7／9	7／10	7／11	7／12	7／13	7／14	7／15
9	5／0	5／1	5／2	5／3	5／4	5／5	5／6	5／7	5／8	5／9	5／10	5／11	5／12	5／13	5／14	5／15
10	7／0	7／1	7／2	7／3	7／4	7／5	7／6	7／7	7／8	7／9	7／10	7／11	7／12	7／13	7／14	7／15
11	5／0	5／1	5／2	5／3	5／4	5／5	5／6	5／7	5／8	5／9	5／10	5／11	5／12	5／13	5／14	5／15
12	5／0	5／1	5／2	5／3	5／4	5／5	5／6	5／7	5／8	5／9	5／10	5／11	5／12	5／13	5／14	5／15
13	7／0	7／1	7／2	7／3	7／4	7／5	7／6	7／7	7／8	7／9	7／10	7／11	7／12	7／13	7／14	7／15
14	5／0	5／1	5／2	5／3	5／4	5／5	5／6	5／7	5／8	5／9	5／10	5／11	5／12	5／13	5／14	5／15
15	7／0	7／1	7／2	7／3	7／4	7／5	7／6	7／7	7／8	7／9	7／10	7／11	7／12	7／13	7／14	7／15

文字属性符号

注1　インデントとは、段落の制御を行うことをいう。この場合の数字は、列の開始位置を示す。

2　インデントの着色は、白とする。

3　アンダーラインの解除は、アンダーラインの指定が含まれない位置指定符号により行うものとする。

別表第七号　文字属性符号

命令符号	制御内容
2／0	白色
2／1	白色下線
2／2	緑色
2／3	緑色下線
2／4	青色
2／5	青色下線
2／6	シアン色
2／7	シアン色下線
2／8	赤色
2／9	赤色下線
2／10	黄色
2／11	黄色下線
2／12	マゼンタ色
2／13	マゼンタ色下線
2／14	イタリック体
2／15	イタリック体下線

注　選択制御符号は、文字チャネル1の場合は1／1、文字チャネル2の場合は1／9とする。

別表第八号　非表示符号

非表示符号															
0／0	0／1	0／2	0／3	0／4	0／5	0／6	0／7	0／8	0／9	0／10	0／11	0／12	0／13	0／14	0／15

○総務省告示第二百九十八号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第三条第一項の規定に基づき、関連情報のうち総務大臣が別に告示する情報を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十五年総務省告示第三十六号（関連情報のうち総務大臣が別に告示する情報を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

日本放送協会が日本放送協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送の業務を行う場合であって、日本放送協会の当該業務による放送について放送法第六十四条第一項に規定する契約の締結の円滑化を図るための情報

○総務省告示第二百九十九号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第三条第二項第二号及び第三号並びに第四項、第十七条（第二十四条、第五十六条、第六十六条、第七十七条及び第八十四条において準用する場合を含む。）、並びに第五十八条第二項並びに第四項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関連情報の構成及び送出手順、ＰＥＳパケット、セクション形式、ＴＳパケット、ＩＰパケット及びＴＬＶパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子の構成を次のように定め平成二十三年六月三十日から適用する。

なお、平成二十一年総務省告示第八十八号（関連情報の構成及び送出手順、ＰＥＳパケット等の送出手順並びに伝送制御信号及び識別子の構成等を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り、廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

1　関連情報の構成及び送出手順

一　共通情報のうち、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第八条第一号に関するもの（以下「ＥＣＭ」という。）は、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び受信機のスクランブルを解く機能の強制的な切替えを指令する制御情報とし、その構成及び送出手順は別表第一号に示すとおりとする。

二　共通情報のうち、標準方式第八条第二号に関するもの（以下「ＡＣＩ」という。）は、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び受信機のスクランブルを解く機能の強制的な切替えを指令する制御情報とし、ＡＣＩ構成を示すプロトコル番号、スクランブルの運用主体を識別する事業体識別及びＡＣＩに含む情報を暗号化するのに用いる暗号鍵を識別する暗号鍵識別を含むものとし、平成二十三年総務省告示第三百一号（映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順を定める件）第2項に示すモジュールとして伝送するものとする。

三　個別情報（以下「ＥＭＭ」という。）は、国内受信者の個別の契約情報及び共通情報の暗号を解くための鍵情報とし、その構成及び送出手順は別表第二号に示すとおりとする。

四　共通情報のうち、標準方式第四十七条に関するものは、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び当該情報を示す制御情報（鍵管理システムに共通する情報を除く。以下「ＥＣＭ―Ｍ」という。）並びにスクランブルに関する情報のうち鍵管理システムに共通する情報（以下「ＥＩＭ―Ｍ」という。）とし、それらの構成及び送出手順は別表第三号に示すとおりとする。